

## 報告第13号

### 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日提出

川崎市長 福田紀彦

#### 1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生日名	専決処分年月日	損害賠償額	事件の概要
1	総務企画局	8. 2. 24	円 1,410,530	令和7年2月4日、中原区で、本市普通自動車が、方向転換しようとして後退した際、車両右後方に立っていた被害者に接触し、負傷させたもの
2	環境局	8. 2. 5	円 20,900	令和7年10月16日、多摩区で、本市小型ごみ収集車が、左折しようとした際、駐車していた被害者所有の普通トラックに接触し、破損させたもの
3	環境局	8. 2. 6	円 45,000	令和7年11月25日、川崎区で、本市職員が、ごみの収集作業中、本市小型ごみ収集車のバケットから汚水が飛散し、後方から歩いてきた被害者の衣服を汚損させたもの
4	環境局	8. 3. 6	円 21,670	令和7年12月25日、宮前区で、本市小型ごみ収集車が、右折しようとした際、駐車していた被害者所有の小型自動車に接触し、破損させたもの
5	環境局	8. 4. 15	円 25,300	令和7年11月21日、高津区で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようとして後退した際、被害者所有の集積所のブロック塀に接触し、破損させたもの

6	宮前区役所	8. 4. 23	円 379,500	令和7年12月22日、被害者宅先路上で、本市普通トラックが、前方から走行してきた車両を避けようと後退した際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
7	環境局	8. 1. 20	円 1,459,513	令和7年8月20日、宮前区で、本市職員が、ごみの収集作業中、集積所のネットの重りが、駐車していた被害者所有の普通自動車に接触し、破損させたもの
8	建設緑政局	8. 2. 2	円 79,332	令和7年9月7日、夢見ヶ崎公園内で、樹木の枯れ枝が落下し、駐車していた被害者所有の普通自動車を破損させたもの
9	建設緑政局	8. 2. 2	円 100,100	令和7年8月30日、麻生区で、被害者所有の普通自動車が、店舗駐車場から道路に出ようとした際に、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通自動車が破損したもの
10	中原区役所	8. 3. 31	円 114,950	令和7年10月29日、小杉御殿町公園で、剪定した樹木の枝が落下し、隣接する被害者所有のアパートのベランダに接触し、破損させたもの
11	教育委員会	8. 3. 13	円 84,678	令和7年10月3日、市立学校敷地内で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、当該敷地内を走行していた被害者所有の小型自動車に当たり、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
128	6.10.11	大師橋駅前交通広場整備工事	東京都新宿区西新宿8丁目17番1号 大成ロテック・織戸共同企業体 代表者 大成ロテック株式会社 代表取締役社長 加賀田 健司 構成員 株式会社 織戸組 代表取締役社長 織戸 一郎	契約金額 614,900,000 円  完成期限 令和8年 3月31日	契約金額 644,616,500 円  完成期限 令和8年 4月30日	8.3.30	工事着手後に生じた地盤改良工の増工などに伴う契約金額の変更を行うとともに、占用企業者との工事調整等に不測の日数を要したため、完成期限の変更を行うもの
41	7.3.19	中央支援学校高等部分教室校舎増築その他工事	川崎市中原区今井仲町2番2号 興建・若井共同企業体 代表者 株式会社 興建 代表取締役 鳥羽 貴仁 構成員 若井工業株式会社 代表取締役 大平 幹也	契約金額 1,738,000,000 円	契約金額 1,757,505,200 円	8.2.20	公共工事設計労務単価等の改定（令和7年3月）に伴う特例措置等により、契約金額の変更を行うもの

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
123	7.10.10	鷺沼小学校校舎増築工事	川崎市幸区南加瀬3丁目 4番9号 沼田・大山共同企業体 代表者 沼田工業株式会社 代表取締役 沼田 順一郎 構成員 株式会社 大山組 代表取締役 生井 賢一	契約金額 2,117,500,000 円	契約金額 2,138,576,000 円	8. 2. 24	関連工事である昇降機設備工事の不調により、昇降機設備工事のうち小荷物専用昇降機設備工事の工事工程・品質確保等の管理、調整を、本工事において行う必要があることから、小荷物専用昇降機設備工事等に係る費用の増額に伴い契約金額の変更を行うもの

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
124	7.10.10	登戸小学校校舎増築その他その1工事	川崎市麻生区上麻生3丁目20番6号 北島・小川共同企業体 代表者 株式会社 北島工務店 代表取締役 北島 克己 構成員 株式会社 小川組 代表取締役 長澤 靖	契約金額 995,500,000 円	契約金額 1,030,916,700 円	8.3.16	関連工事である昇降機設備工事の不調により、昇降機設備工事の工事工程・品質確保等の管理、調整を、本工事において行う必要があることから、昇降機設備工事に係る費用の増額に伴い契約金額の変更を行うもの

### 3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

#### 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	請求の要旨
1	8. 4. 24	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料299,800円、延滞金及び令和8年1月7日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月29,600円の支払を求めるもの
2	8. 4. 24	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料182,032円、延滞金及び令和7年12月21日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月17,100円の支払を求めるもの
3	8. 4. 24	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料607,141円、延滞金及び令和8年1月7日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月74,100円の支払を求めるもの